

宜議第579号
令和2年3月30日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

閉会中において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期間 期日	会議 月日	備考
令和元年 10月28日	令和元年 10月28日	認定第2号、認定第6号
令和元年 10月29日	令和元年 10月29日	認定第5号、認定第2号、認定第6号
会議日数 2日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
認定第2号	平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 10月29日	認定
認定第5号	平成30年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 10月29日	認定
認定第6号	平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月10日	令和元年 10月29日	認定

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年10月28日（月）1日目

午前10時02分 開会

午後 2時41分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（8名）

健康推進部長 次	崎間 賢
健康増進課長 課	仲里 美智子
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
国民健康保険課 保険税係長	富濱 祐敏

国民健康保険課 課長	伊佐 真
国民健康保険課 給付係長	比嘉 祐一
国民健康保険課 後期高齢者医療係長	伊禮 理子
国民健康保険課 保険税担当主査	西浜 稔

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

認定第2号 平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査（福祉教育常任委員会）

令和元年10月28日（月）第1日目

- 山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
（開会時刻 午前10時02分）

【議題】

認定第2号 平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

- 伊波一男 委員 平成29年度と平成30年度の決算を比較した時に大きく違う部分はどこか。
- 国民健康保険課長 平成30年度より広域化したことで、以前は国から市へ交付されていたが、国から県に交付となった交付金などがあり、予算科目が大きく変化した。平成29年度と平成30年度の総額が約30億円減額となっている理由については、歳入の共同事業交付金と歳出の共同事業拠出金が、広域化に伴い予算科目からなくなってしまったことなどが挙げられる。
- 伊波一男 委員 共同事業がなくなったことで、市民とのかかわりに変化が生じた部分はあるのか。
- 国民健康保険課長 被保険者に対する影響はほとんどない。
- 伊波一男 委員 給付費を抑制するためにはどのような取り組みが必要だと考えているのか。
- 国民健康保険課長 広域化に伴い医療費は県が負担することになり、その医療費は事業費納付金として県に納めているので、この事業費納付金を抑制することで歳出を少なくすることができると考えている。
- 宮城力 委員 収入未済額は今後も増加する傾向にあるのか。
- 国民健康保険課長 平成30年度の収入未済額は約2億9,000万円となっており、そのうち国保税未納額が約2億6,000万円で、収入未済額の大部分を占めている。本市は国保税の収納率が年々上がっているため、それに伴い未済額は減少している。収納率がこれ以上大幅に上がることはないが、被保険者数が年々減少傾向にあり、国保税の調定額も減少しているため、収入未済額についても下がっていくと思われる。
- 宮城力 委員 どのような世帯が未納になっているか把握しているのか。

- 国民健康保険課長 所得の低い方が大部分を占めている。
- 呉屋等 委員 平成 29 年度と比べて不納欠損額が減少しているが、どのような取り組みを行ったのか。
- 国民健康保険課長 不納欠損には 5 年時効、3 年時効、即減の 3 種類がある。時効に関しては期間経過後に不納欠損となるものであるため、特別その年に取り組みを行ったわけではなく、それ以前の執行停止等の取り組みの結果が反映される形である。
- 健康推進部次長 基本的には 3 年前に執行停止を行った国保税の時効が多いと考える。
- 呉屋等 委員 何か特別な取り組みは行ったのか。
- 国民健康保険課長 特別なことは行っておらず、通常業務の中で行う執行停止のみである。
- 呉屋等 委員 不納欠損処理に関する過去 5 年分の資料を提供していただきたい。
- 国民健康保険課長 資料を提出する。
- 呉屋等 委員 本市にいる外国人で生活保護を受給している世帯はどのくらいいるか。
- 国民健康保険課長 福祉推進部の所管であるためすぐに回答することはできない。
- 呉屋等 委員 資料の提供は可能か。
- 国民健康保険課長 担当課に確認した後に資料を提出したい。
- 伊波一男 委員 歳入欠かん補填収入が当初の 9,000 万円から約 4 億 8,500 万円増額補正されている理由を伺いたい。
- 国民健康保険課長 国保特別会計では、当初予算編成後に前年度の国保特別会計に繰り入れしなければならない金額が確定するため、確定後の繰り入れ金額が増額補正として計上されている。
- 伊波一男 委員 出産一時金が減額となっている理由を伺いたい。
- 健康推進部次長 平成 29 年度に比べて件数が減少したためである。
- 伊波一男 委員 被保険者数の減少に伴い出産一時金の件数も減少しているのか。
- 国民健康保険課長 被保険者数の減少は社会保険や後期高齢者医療への移行が要因である。後期高齢者医療に移行した被保険者が出産することはないと思われるので、社会保険に移行した被保険者の増加が出産一時金の件数減少に関連していると考えられる。また、本市全体の出生者数も減少傾向にあることも関連していると思われる。
- 玉城健一郎 委員 平成 30 年度の差し押さえ件数と財産調査の件数を伺いたい。
- 国民健康保険課長 差し押さえ件数が 127 件、財産調査の一斉預金照会が 3 万 2,895 件、個別預金照会が 877 件、給与照会が 86 件、登記簿照会が 4 件となっている。

- 玉城健一郎 委員 差し押さえ後に、滞納税を納付するまでの間は資格停止状態となるのか。
 - 国民健康保険課長 納付相談をしながら短期証を交付している。
 - 玉城健一郎 委員 もし保険証が切れている状態で子供が病院に行った場合の医療費については親が10割負担することとなるのか。
 - 国民健康保険課長 18歳以下の世帯員については、世帯主が国保税を滞納している場合でも本手帳を交付している。
 - 玉城健一郎 委員 平成30年度の短期証の交付件数を伺いたい。
 - 国民健康保険課長 619世帯に短期証を交付している。被保険者数で捉えると836件である。
-

- 山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前11時01分）
 - 山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時15分）
-

- 玉城健一郎 委員 歳入4款1項1目2節の特別調整交付金が前年度より減額となっている理由を伺いたい。
- 庶務係長 特別調整交付金はいくつもの交付金が合算されたものであり、広域化に伴ってなくなった交付金と新設された交付金がいくつかあるため、その差額が約8,000万円の減額につながっている。交付金の数が多いため、交付金の内訳についてはすぐに回答することができない。
- 玉城健一郎 委員 歳出6款2項の特定健康診査事業費について、平成30年度の特定健診の受診率を確認したい。
- 健康増進課長 確定した法定報告の特定健診受診率は34.0%であり、前年度より0.2%減少している。保健指導率は57.2%であり、前年度より10.3%の増加となっている。
- 玉城健一郎 委員 特定健診受診率向上のためにどのようなことに取り組んでいるのか。
- 健康推進部次長 若い世代への受診勧奨や健康づくりの重要性や生活習慣病のリスクの周知が大切であると考えている。受診率向上の対策として、今年度からはAIを活用した受診勧奨や医療機関と連携した受診勧奨を行っている。
- 玉城健一郎 委員 市内の内科がある病院ならどこでも特定健診を受診できるのか。
- 健康増進課長 内科に限らず特定検診の検査項目に対応可能な病院であれば受診可能である。
- 玉城健一郎 委員 保健指導率が約10%増加した要因を伺いたい。
- 健康増進課長 再び積極的支援を受ける方については、期間を3カ月短縮して保健

指導が実施できることや、検査結果が分かった当日からすぐ保健指導に入れるように医療機関との委託契約の内容を変更したこと、担当課の保健師と管理栄養士を強化したことが要因であると考えている。

- 玉城健一郎 委員 保健指導は病院へ委託しているのか。
- 健康増進課長 市外も含めて9カ所の医療機関へ委託している。
- 玉城健一郎 委員 糖尿病性腎症重症化予防事業の内容を伺いたい。
- 健康増進課長 糖尿病から併発する慢性腎不全の治療は主に人工透析であり、人工透析には多くの医療費がかかるため、新規の糖尿病性腎症の患者を抑え、人工透析にかかる医療費を抑制する事業である。対象者への保健指導や医療機関との連携で事業を進めている。平成29年度は国保被保険者の新規人工透析患者は8人となっており、年間新規患者2人減を目標としている。
- 玉城健一郎 委員 令和元年度の現時点での事業実績を伺いたい。
- 健康増進課長 糖尿病性腎症重症化予防事業は保険者努力支援制度の配点が高い事業となっているので今後も継続していく予定である。実績については長期的に見る必要があるため、実際に新規患者を年間2人減少させるという目標をもとに取り組んでいるところである。
- 玉城健一郎 委員 医療費抑制するためには何が大切だと考えているか。
- 健康増進課長 保険事業の取り組みが一番効果的であると考えている。
- 伊佐文貴 委員 保健指導率が増加したということだったが、健康改善につながった世帯も増加したのか。
- 健康増進課長 健康指導を受診した次の年度の特定健診で体重が減少し、指導の効果を確認している。
- 呉屋等 委員 平成30年度の国保税のコンビニ収納の件数と口座振替の件数を伺いたい。
- 国民健康保険課長 世帯単位の集計でコンビニ収納が9,755件、口座振替が3,171件となっている。
- 呉屋等 委員 それぞれ1件当たりの手数料はいくらとなっているのか。
- 保険税係長 コンビニ収納の手数料が56円、口座振替の手数料が10円となっている。
- 呉屋等 委員 コンビニ収納と口座振替は収納率の向上に効果を示しているのか。
- 国民健康保険課長 コンビニ納付については平成24年度からスタートしており、収納率の向上につながっていると考えている。
- 呉屋等 委員 コンビニ収納手数料の費用対効果は出ていると考えてよいか。
- 国民健康保険課長 そのとおりである。
- 伊波一男 委員 歳入6款1項1目の一般会計繰入金について説明をいただきたい。

- 国民健康保険課長** 一般会計繰入金には法定内と法定外があり、歳入6款1項1目5節その他一般会計繰入金が法定外繰入金である。それ以外のものは法定内となっており、職員の給与費や保険税軽減分などに充てる繰入金がある。
- 伊波一男 委員** 県が公表している標準税率に合わせることで法定外繰入金はなくなるのか。
- 国民健康保険課長** 国保税率を標準税率に合わせ、その税を徴収できた場合は法定外繰入れが必要なくなると考えるが、現在の本市の国保税は標準税率より低い金額となっているため法定外繰入れが必要となっている。また、県の標準税額に合わせることで被保険者の負担はかなり大きくなるため、すぐに合わせることは困難であると考えている。

《委員長交代あり》

- 山城康弘 委員** 歳出2款保険給付費の不用額が約2億円出ているが、予算編成時に余裕を持って計上しているためか。
- 国民健康保険課長** 保険給付費については不足額が発生しないように毎年多めの金額を計上している。
- 山城康弘 委員** 歳出6款2項1目の特定健康診査事業費の委託料に不用額が約315万円発生している理由を伺いたい。
- 健康増進課長** 見込みよりも実績が低かったことが要因である。
- 山城康弘 委員** 特定健診の実績が見込みよりも低かった理由を詳しく確認したい。
- 健康増進課長** 集団健診については当初の見込みが1,600人で、実績が1,523人となっており、個別健診については見込みが4,100人、実績が3,832人となっている。双方で見込みよりも実績が低かったため委託料に不用額が発生している。
- 山城康弘 委員** 特定保健指導については実施率が約10%上がったということだったが、不用額が発生しているのはなぜか。
- 健康増進課長** 特定保健指導については市で実施する分が増加し、逆に委託期間での実施数は上がっていないため委託料に不用額が発生している。
- 山城康弘 委員** 市で実施している保健指導率が増加しているということは、保健指導については委託の必要性が低いということか。
- 健康増進課長** 委託先で特定健診を受診した場合はすぐに健診結果を出し、その日で保健指導まで実施することができるため必要性は高いと考えている。
- 山城康弘 委員** では今後も保健指導の委託は必要であると考えてよいか。
- 健康増進課長** 今後特定健診の受診率が増加した場合には、それに伴い保健指導の実施も増加し、市だけで対応するのは困難になると考えられるため、委託も必要である。

《委員長交代あり》

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- 山城康弘 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。（午後0時14分）

*** 午後の会議 ***

- 山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時02分）
これより、午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

認定第6号 平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

- 伊波一男 委員 保険料に収入未済額が発生しているが、市にとってどのような影響があるのか確認したい。
- 国民健康保険課長 収入未済額については徴収できなかった保険料であるため、次年度に過年度滞納保険料として残ることになる。
- 伊波一男 委員 保険料に滞納がある場合、保険証の取り扱いはどうなるのか。
- 国民健康保険課長 国民健康保険と同様で、滞納がある場合でも保険証は交付している。
- 伊波一男 委員 歳入歳出差引残額が3,598万4,989円となっているが、この金額は黒字額と考えてよいか。
- 国民健康保険課長 歳入歳出差引残額は広域への納付金や市の一般会計に繰り戻すため、市の後期高齢者医療保険特別会計の黒字とはならない。
- 伊波一男 委員 全く通院していない被保険者も存在するのか。
- 国民健康保険課長 一人当たりの平均医療費などのデータは算定しているが、給付を受けていない被保険者のデータは把握していない。
- 伊波一男 委員 歳出3款1項の還付金及び還付加算金について説明いただきたい。
- 国民健康保険課長 過年度分の還付金や、所得に変更があり遡及で税額変更となり発生した還付金である。
- 伊波一男 委員 何年前まで遡及することができるのか。
- 国民健康保険課長 所得の申告については過去5年分までさかのぼり申告すること

ができる。

- 伊波一男 委員 平成 30 年度の還付の件数を伺いたい。
- 国民健康保険課長 資料を持ち合わせていないので、確認後に報告したい。
- 玉城健一郎 委員 団塊の世代が後期高齢者になった場合、後期特別会計の実質収支額にどのような影響を与えると考えられるか。
- 国民健康保険課長 2025 年には団塊の世代が後期高齢者になることから 2025 年問題といわれており、被保険者が増加する分、医療給付費も増加すると考えられる。しかし、被保険者がふえることで保険料の収入も増加することから、市の後期特別会計の実質収支率は増加すると思われる。
- 玉城健一郎 委員 長寿検診の受診率向上のためにどのような取り組みを行っているか。
- 国民健康保険課長 特定健診の受診率向上が長寿健診の受診率にもつながると考えているので、現在は特定健診の受診率向上に力を入れて取り組んでいる。
- 玉城健一郎 委員 長寿健診の場合も、検査結果次第では保健指導を行っているのか。
- 健康増進課長 保健指導はないが、希望者に対しては健康相談を行っている。

《委員長交代あり》

- 山城康弘 委員 後期保険料は収納率が高いが、何か特別な取り組みを行っているのか。
- 健康推進部次長 国保税徴収の手法を参考にして取り組んでいる。
- 山城康弘 委員 もう少し具体的な説明をお願いしたい。
- 国民健康保険課長 財産調査や、国保の徴収員とともに電話催告、訪問を行っている。特別に後期保険料の徴収に特化した取り組みは行っていない。また、国保の被保険者に比べて通院頻度が多いためか、後期の被保険者は保険料納付に関する意識が高いように感じる。
- 山城康弘 委員 どのような被保険者が特別徴収となるのか。
- 健康推進部次長 後期保険料に関しては基本的に特別徴収となっており、2分の1判定などで特別徴収ができない方が普通徴収となっている。

《委員長交代あり》

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 本日の委員会を散会いたします。（散会時刻：午後 2 時 41 分）

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年10月29日（木）2日目

午前10時00分 開会

午後 0時36分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（7名）

健康推進部長 次	崎間 賢
介護長寿課 保険料担当主査	寄川 久里子
介護長寿課 長寿支援担当主査	島袋 文佳
介護長寿課 認定給付担当主査	我如古 由美

介護長寿課 事業管理係長	嘉手納 江利子
介護長寿課 長寿支援係長	志良堂 孝
介護長寿課 認定給付係長	饒平名 文治

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

認定第5号 平成30年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査（福祉教育常任委員会）

令和元年10月29日（火）第2日目

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第2日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第6号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

- 伊波一男 委員 歳出1款3項の介護認定審査会費が当初より減額となっている理由を伺いたい。
- 健康推進部次長 認定期間が24カ月から36カ月に延びる方がでてきたため、当初見込んでいた回数より少ない開催となったからである。
- 伊波一男 委員 認定調査費の減額理由についても伺いたい。
- 健康推進部次長 介護認定調査嘱託員が補充できなかった期間の人件費、主治医等意見書代が主な減額理由となっている。
- 伊波一男 委員 必要な嘱託員の数は何人か。
- 健康推進部次長 8人である。
- 伊波一男 委員 現在、嘱託員は必要数を満たしているのか。
- 健康推進部次長 満たしている。
- 伊波一男 委員 介護認定審査員は何人なのか。
- 健康推進部次長 全体で35人である。
- 伊波一男 委員 どのような方でメンバー構成されているのか。
- 認定給付係長 大きく分けて、医師、保健師、看護師、ケアマネージャー、福祉従事者で構成されている。
- 伊波一男 委員 平成26年度と比べて平成30年度の認定率は減少しているが、このことについての見解を伺いたい。
- 健康推進部次長 平成28年3月から要支援1・2の方が総合事業へ移行したことから認定率が低下したと見ている。
- 伊波一男 委員 要支援1・2は認定率に含まれていないのか。
- 健康推進部次長 含まれている。

- 伊波一男 委員 今後介護認定者はどのように推移すると考えられるか。
- 認定給付係長 高齢者の増加に伴い、介護認定者も増加すると思われる。
- 伊波一男 委員 介護認定を受けているがサービスを利用していない方はどのように把握しているか。
- 健康推進部次長 まだ把握できていない。
- 伊波一男 委員 介護認定者の実態把握も大切であるが、いかがか。
- 健康推進部次長 地域包括センターへ必要な情報を提供し調査を依頼しているが、まだ確認できていない状況である。
- 宮城力 委員 歳出1款2項1目備考に記載のあるコンビニ収納手数料について、何件分の手数料なのか確認したい。
- 健康推進部次長 8,121件分である。
- 宮城力 委員 口座振替の件数は何件か。
- 健康推進部次長 約1万8,600件である。
- 宮城力 委員 年々訪問介護が減少し、訪問看護が増加している理由を伺いたい。
- 認定給付係長 訪問介護は総合事業が始まったことで若干減少傾向にある。訪問看護の増加理由については現在分析中である。
- 伊波一男 委員 総合事業について説明をいただきたい。
- 健康推進部次長 総合事業とは歳出3款地域支援事業費に含まれており、介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防・生活支援サービス事業などから構成されている。
- 伊波一男 委員 3款全体が総合事業と考えてよいか。
- 健康推進部次長 3款1項が総合事業である。
- 伊波一男 委員 地域支援事業費が約2,700万円減額補正されている理由を確認したい。
- 健康推進部次長 当初は介護予防・生活支援サービス事業を4カ所の事業所で提供する予定だったが、2カ所ではサービスの提供できなかったことが大きな要因である。
- 伊波一男 委員 現在は何カ所の事業所で提供しているのか。
- 健康推進部次長 現在も2カ所で変わらない状況である。現行相当のサービスよりも報酬が少ないため、公募をかけても手を挙げる事業所が見つからない状態である。
- 伊波一男 委員 事業所の目標数を4カ所に設定している理由を伺いたい。
- 健康推進部次長 各圏域に1カ所ずつ配置するためである。
- 伊波一男 委員 今後も4カ所の配置を目標とするのか。
- 健康推進部次長 実際のサービスの利用状況を見ると、当面2カ所で運営しながら、需要の高まりに合わせて施設の増加を検討したいと考えている。
- 伊波一男 委員 介護予防・生活支援サービスの利用者が少ないのはなぜか。

- 健康推進部次長 利用者が少ないというよりも、サービスを利用できる条件を満たした対象者が少ない状況である。
 - 呉屋等 委員 平成 29 年度と平成 30 年度の介護給付費準備基金の残高はいくらか。
 - 健康推進部次長 平成 29 年度の残高は 4 億 694 万 6,309 円で、平成 30 年度は 4 億 6,583 万 7,309 円となっている。
 - 呉屋等 委員 基金の残高がある状態で、基金の取り崩しを行わずに一般会計からの繰り入れを行った理由を伺いたい。
 - 健康推進部次長 当初、介護給付費準備基金は地域支援事業の上限額を超過した分を補填する予定であったが、平成 30 年度決算時に上限超過しなかったので取り崩すことはなかった。一般会計からの繰り入れについてはルール分である。
 - 呉屋等 委員 平成 26 年度以降基金の取り崩しが無い状態が続いているが、基金を取り崩す状況がなくなった理由を確認したい。
 - 健康推進部次長 3 年に 1 度介護保険料の見直しを行っているが、赤字が出ないように保険料額を見込んでいるため基金を取り崩さずに運営できていると考えている。
 - 呉屋等 委員 第 8 期開始前の保険料算定期間については、現在の基金残高を考慮して保険料額の決定を行うと理解してよいか。
 - 健康推進部次長 8 期計画策定の中で保険料算定に当たっても基金残高を考慮して検討していきたい。
-

- 山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 04 分）
 - 山城康弘 委員長 再開いたします。（午前 11 時 15 分）
-

- 玉城健一郎 委員 地域支援事業について、当初上限額を超過するという見込みを立てていたと思うが、決算時と当初見込みの差額はどのくらいなのか。
- 健康推進部次長 計画策定時は約 6,000 万円超過する見込みを立てていたが、決算時には上限額を 500 万円下回る金額となった。
- 玉城健一郎 委員 地域支援事業費が抑えられたのは、何か対策を講じたことが要因となっているのか。
- 健康推進部次長 100 歳体操をメインとした通いの場の環境を整備し、それに伴い参加者も増加したことが要因の 1 つになっていると考える。
- 玉城健一郎 委員 通所型サービス A はこれまで行ってきた現行相当サービスとどのような違いがあるのか。
- 長寿支援係長 通所型サービス A についてはこれまでの通所介護と比べて基準が緩和されている。専門職の配置を少し緩やかにしたり、介助しやすいような広さの確保がこれまでの通所介護との違いであり、専門職が少ない分報酬の単価も少なくなっ

ている。

- 玉城健一郎 委員 事業所側としては、報酬は現行相当サービスのほうがよいのか。
- 長寿支援係長 単価が下がるので、報酬も下がることになる。
- 玉城健一郎 委員 通所型サービスAよりも通所型現行相当サービスの利用者が多い状況であるが、今後の対応はどのように考えているのか。
- 健康推進部次長 今後超高齢化社会が到来し、認定率がさらに増加した場合には、地域支援事業を充実させて、さまざまなサービスを提供できるようにしなければならないと考えている。
- 玉城健一郎 委員 超高齢化社会を迎えるに当たり、介護従事者の不足が課題となることが考えられるが、介護従事者の確保に関する取り組みも行っているのか。
- 健康推進部次長 市では介護従事者の処遇改善加算を行っているが、人材確保については県が取り組んでいる。
- 玉城健一郎 委員 今後高齢者が増加し、それに伴い給付費が増加すると介護保険特別会計の収入だけでは補うことができず、国保特別会計のように一般会計からの法定外繰り入れを行わなければならない状況にもなりかねないので、しっかり危機感をもち、必要な人材を確保しながら業務に取り組んでいただきたい。
- 伊波一男 委員 歳入1款1項1目保険料の不納欠損額及び収入未済額について説明をいただきたい。
- 健康推進部次長 平成30年度の不納欠損については738件で、前年度と比較すると285万円減少している。不納欠損の主な要因は生活保護受給、担税力なしとなっている。収入未済額については、普通徴収の未納となっている保険料である。
- 伊波一男 委員 収入未済については介護保険特別会計にどのような影響を与えているか。
- 健康推進部次長 督促状や催告書の発送など、日々徴収業務を行っているが、普通徴収の保険料についてはどうしても収入未済額が発生する。そのため過去の実績をもとにして、未済額を計算に入れて予算編成を行っており、今のところ見込んだ額の保険料は収入できているため、特別会計に与える影響はないと考える。
- 伊波一男 委員 未納となった介護保険料の取り扱いと時効完成期間について確認したい。
- 健康推進部次長 平成30年度未納となった現年分の保険料については、次年度から過年度滞納分として取り扱うことになる。保険料については2年時効となる。
- 伊波一男 委員 保険料に滞納がある方々への保険証交付についてはどのように対応しているのか。
- 健康推進部次長 1年以上の滞納であれば給付制限がかかり現物給付でなくなる。1年6カ月以上の滞納であれば給付が一時的に差し止めとなり、本来給付を受ける

金額の中から滞納分を差し引くなどの対応を取る。また自己負担割合が3割から4割に変更となる場合もある。

- 屋良千枝美 委員 ミニデイサービスの参加者については把握しているか。
- 健康推進部次長 平成30年度の延べ利用者数は約2万人となっている。
- 屋良千枝美 委員 ミニデイにボランティアとして参加している方々に対しての意見交換会や研修などは行っているのか。
- 健康推進部次長 ミニデイサービス事業については市の社会福祉協議会へ委託しており、事業の中で意見交換会や研修が実施されている。
- 屋良千枝美 委員 ボランティアで参加している方々の年齢層については把握しているか。
- 健康推進部次長 ボランティアに携わる方々も高齢化しているため、後継者探しが今後の課題である。
- 屋良千枝美 委員 現在介護を受ける方々とボランティアで介護に携わる方々の年齢がほとんど変わらないという状況がみられるが、後継者の育成についてはどのように考えているか。
- 健康推進部次長 今後社協と連携を取りながら後継者育成の課題に取り組んでいきたいと考えている。
- 屋良千枝美 委員 市を退職される職員の方々にミニデイのボランティアへの協力を依頼してみてもどうか。
- 健康推進部次長 現在市で後継者の問題に取り組めていない状況があるので、しっかり社協と連携をとりながら問題解決に取り組むと考えている。
- 屋良千枝美 委員 地域の状況を把握するためにも、担当課の職員が少しの時間ボランティアに参加してみるという取り組みを行ってみてもどうか。
- 健康推進部次長 ミニデイから依頼等があれば市に所属する理学療法士を派遣することもあるが、ボランティアとして参加という観点ではまだ実施できていない部分があるので、今後研究していきたい。
- 伊佐文貴 委員 ミニデイのボランティアに報酬を与えることにより通所型サービスBとして運営していくことはできないか。
- 長寿支援係長 ミニデイを通所型サービスBとして取り扱うにはさまざまな課題があり、もともと存在する事業を通所型サービスBとして捉えることについて国は否定的な考えを持っているため、すぐに実施することはできない。
- 呉屋等 委員 高齢者地域生活支援事業はどの予算科目に計上されているのか。
- 健康推進部次長 高齢者地域生活支援事業に関する費用については介護保険特別会計ではなく、一般会計に計上されている。
- 呉屋等 委員 一般会計のどの部分に計上されているのか。

- 健康推進部次長 一般会計の歳出3款1項3目の老人福祉費に計上されている。
- 柴田直樹 委員 認定審査会の流れを確認したい。
- 認定給付係長 介護認定の申請を受け付けた後に主治医意見書と認定調査員の訪問調査の結果をコンピューターへ入力し一次判定を行う。その後、審査会で二次判定を行い、認定の可否と介護度を決める流れである。有効期間は被保険者の状態に合わせて変化する。最長で36カ月の期限となる。
- 柴田直樹 委員 事業所などから介護度の見直し依頼があった場合には再調査を行うのか。
- 認定給付係長 被保険者の状態に変化があれば認定の有効期限に関係なく軽度変更や重度変更を行う場合がある。
- 柴田直樹 委員 状態がよくなり施設を退所することになった方へ、退所後のケアなどは行っているのか。
- 認定給付係長 担当ケアマネージャー同士の情報引き継ぎや切れ目なく在宅サービスへ移行することが退所後のケアになると考える。
- 柴田直樹 委員 状態が改善している場合は施設側から退所の案内などを行うこともあるのか。
- 認定給付係長 軽度変更については現在事例が少ない。また軽度変更については家族からの申し出が多い。
- 伊波一男 委員 歳出3款2項8目生活支援体制整備事業費について、住民主体の居場所づくり補助金とはどのようなものか確認したい。
- 健康推進部次長 生活支援体制整備事業とは各中学校区に第2層協議体を設置する事業であり、社会福祉協議会へ委託している事業である。住民主体の居場所づくり補助金については居場所づくりを行うために必要な費用を限度額10万円として補助している。
- 伊波一男 委員 補助金については1カ所あたり10万円となっているのか。
- 健康推進部次長 そのとおりである。
- 伊波一男 委員 現在通いの場は14カ所ということで理解してよいか。
- 健康推進部次長 通いの場と居場所は分けられており、居場所については大謝名に1カ所となっている。
- 伊波一男 委員 平成30年度については居場所の職員が足りなかったということだが、今年度はしっかりと配置できていると考えてよいか。
- 健康推進部次長 そのとおりである。

《委員長交代あり》

- 山城康弘 委員 介護認定を受けた方の動向について把握しているか。
- 健康推進部次長 認定は受けているが介護サービスを利用していない方については

動向を把握できていない。

- 山城康弘 委員 認定調査1件当たりどのくらいの費用がかかるのか確認したい。
- 健康推進部次長 主治医意見書作成に係る費用が4,000円～5,000円、1回あたりの認定審査会の5人の報酬が10万円となっている。1回の審査会で約30人の審査を行っている。
- 山城康弘 委員 すぐにサービスを必要としないが必要となった場合のことを考えて認定を受けておくお守り申請への対策は考えているか。
- 長寿支援係長 要支援1・2及び総合事業対象者で独居又は夫婦共に高齢、認知機能低下しているがサービスの利用がないという条件が揃っている高齢者については、包括支援センターへ依頼し、システムより抽出して対象者の把握を行っている。そして対象者への訪問調査を依頼しているところである。
- 山城康弘 委員 通所型サービスCを終えた方の動向は把握しているのか。
- 健康推進部次長 把握できていない。
- 山城康弘 委員 状況を把握していない中で通所型サービスAの対象者が少数であるという判断はできないと考える。今は通所型サービスAの需要を把握することができておらず、対象者は存在すると思われるが、担当課はどのように考えているか。
- 健康推進部次長 山城委員のおっしゃるように、把握できていない対象者がまだ存在すると考える。
- 山城康弘 委員 単価が安いことも課題であるが、現場からは通所者の送迎についても課題を抱えているという意見が上がっているので、市が何かしらの対応を講じることはできないのか。
- 健康推進部次長 送迎の課題については担当課でも把握しているので、今後検討していかなければならないと認識している。

《委員長交代あり》

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後0時31分)
 - 山城康弘 委員長 再開いたします。(午後0時34分)
-

【議題】

- 認定第2号 平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 平成30年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致でそれぞれ認定すべきものと決する。

○山城康弘 委員長 本委員会を閉会いたします。 （閉会時刻 午後0時36分）